

平成23年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業  
提案審査要領

平成23年6月

京都大学 施設部

## 平成23年度 京都大学吉田地区ESCO事業提案審査要領

平成23年度 京都大学吉田地区ESCO事業に係る提案書の審査は、京都大学吉田地区ESCO事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

なお、これまでに公表している平成23年度 京都大学吉田地区ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）等の内容と相違がある場合は、本提案審査の規定が優先する。

### 1. 提案書の募集からESCO事業者選定に至る過程

- ① 募集要項の公示・配布
- ② 募集要項に関する質問受付
- ③ 質問回答
- ④ 参加表明書及び資格確認書類の受付
- ⑤ 応募者資格確認結果、提案要請書の通知
- ⑥ 現場ウォークスルー調査
- ⑦ 現場ウォークスルー調査に関する質問の受付
- ⑧ 現場ウォークスルー調査に関する質問の回答
- ⑨ 提案書の受付
- ⑩ プレゼンテーション
- ⑪ 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知

### 2. ESCO提案の審査及び選定

#### （1）応募資格の確認

募集要項に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募者資格要件の確認を行う。

#### （2）提案要請

応募者資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対し ESCO 提案書の提出を文書で要請する。また、応募要件資格を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

#### （3）審査及び選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案を1件及び優秀提案を数件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知し、京都大学工事入札情報のホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては、受け付けない。

#### （4）優先交渉権者

審査の結果、最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

### 3. 提案書の審査

審査委員会は、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」、及び「運転管理方針」等について、総合的にESCO提案書の審査を行う。

なお、「補助金なし」、「補助金あり」の提案がある場合は、両方を審査の対象として取り扱い、「補助金なし」と「補助金あり」の比率については、50対50とします。

#### (1) 審査の方法

応募者からの提案書類をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況及び事業実績から、提案内容の実行能力を後述の評価項目について、ESCO 提案審査評価項目に従い審査する。

#### (2) 選考

応募者からのESCO提案書をもとに、次の事項を重視して、表「ESCO提案審査評価項目」により、審査する。

##### A 環境的評価事項

- (a) 対象建物全体に対する省エネルギー率が10%以上あり、更に充分にあること。
- (b) 対象建物全体に対する二酸化炭素排出削減率が15%以上あり、地球温暖化防止対策が考慮されていること。

##### B 財政的評価事項

- (a) 契約期間中の利益総額が大きいこと。
- (b) 事業費に対する省エネルギー量および二酸化炭素排出削減量が大きいこと。

##### C 技術的評価事項

- (a) 高効率熱源機器への更新において、冷却能力が660RT以上あり、更に充分にあること。
- (b) 病院としての特質を踏まえた更新計画であること。また、先進性のある提案があること。
- (c) 既設機器の更新を含めた工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。
- (d) 病院としての特質を踏まえて、リスクに対して配慮された提案がなされており、またその提案の具体性・妥当性があること。
- (e) 維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。
- (f) 提案された省エネルギー量や事業費などの算出根拠に妥当性があること。

#### (3) その他

審査の過程において、必要に応じプレゼンテーション等を求めることがある。

#### 4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 現場ウォークスルー調査に不参加であった場合。
- (5) 募集要項に違反すると認められた場合。
- (6) 上記評価事項の内、次の重要な項目が満足できないこと。
  - A 指定された設備の改修工事提案がない場合。
  - B 提案に基づく工事施工及び運転管理方針が現状の運営・業務より負担が増えるものである場合。
  - C 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合。
  - D 工事費用の算出が妥当で無い場合。
  - E 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合。
  - F 応募者の経営状況が不良の場合。